

令和8年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(1) 提出期限等について ※体制届・・・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」

算定開始月	処遇改善計画書	体制届※の提出要否	体制届の提出期限
令和8年4月・5月	令和8年4月15日(水)まで	【必要】 ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合 (令和7年度中に処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定している場合を含む。)	・令和8年4月15日(水)まで
		【不要】 ・令和7年度中に処遇改善加算(Ⅲ)または(Ⅳ)を算定しており、令和8年度も引き続き同区分を算定する場合	
令和8年6月	令和8年6月15日(月)まで	【必要】	
通常時	算定を開始する前々月の末日まで	【必要】 ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合	<居宅系サービス・総合事業> ・算定を開始する月の前月15日まで
		【不要】 ・既に算定している加算に区分変更が生じない場合	<施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> ・算定を開始する当月の1日まで

※体制届・・・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」

令和8年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(2) 令和8年度介護職員等処遇改善加算に関する提出書類・添付書類

	様式名称	提出要否		提出期限
1	「介護職員等処遇改善計画書」 様式一式 別紙様式 2-1～2-2	【必須】 ※必ず令和8年度の最新様式をご利用ください。		<4月及び5月に算定開始の場合> ・令和8年4月15日(水) <6月以降に算定開始の場合> ・算定を開始する前々月の末日まで
2	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」	4月及び5月に算定開始	【必須】 ・加算を新たに算定する場合 ・加算の区分を変更する場合 (令和7年度中に処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定している場合を含む)	令和8年4月15日(水)
			【不要】 ・令和7年度中に処遇改善加算(Ⅲ)または(Ⅳ)を算定しており、令和8年度も引き続き同区分を算定する場合	/
		6月以降に算定開始	【必須】	<居宅系サービス・総合事業> ・算定を開始する月の前月15日まで <施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> ・算定を開始する当月の1日まで
3	「(郵送用)加算届管理表」 「返信用封筒」	提出専用フォーム(電子)	【不要】	/
		郵送	【必須】	

令和8年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(3) 変更に係る届出書

次の場合は「変更に係る届出書(別紙様式 4)」を提出する必要があります。

「変更に係る届出書(別紙様式4)」の提出が必要となる事由	「変更に係る届出書(別紙様式4)」と合わせて提出が必要な様式	提出期限
① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合	・計画書(別紙様式 2-1)	<居宅系サービス・総合事業> 算定を開始する月の前月 15 日まで <施設系サービス((介護予防)短期入所・特定施設含む)> 算定を開始する当月 1 日まで
② 対象事業所において、当該申請に係る事業所等に増減(新規指定、廃止等)があった場合	・計画書(別紙様式 2-1、2-2、2-3)	
③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに關する適合状況に変更があり、区分変更が生じる場合	・計画書(別紙様式 2-1、2-2、2-3)	
④ キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)に關する適合状況に変更があり、区分変更が生じる場合	・計画書(別紙様式 2-1、2-2、2-3)	
⑤ 加算の区分に変更があった場合	・計画書(別紙様式 2-1、2-2、2-3)	
⑥ 就業規則を改正(介護職員の処遇に關する内容に限る)した場合	※⑥の変更のみの場合は、当該年度の実績報告書を提出する際に、「変更に係る届出書(別紙様式 4)」に⑥の概要を記載して提出すること。	実績報告書を提出する際に提出

※処遇改善計画書の内容(見込額、改善を行う給与項目、実施期間等)を変更した場合、変更に係る届出書(別紙様式4)の提出は不要。

ただし、変更する前に全ての介護職員に周知する必要あり。

令和8年度 介護職員等処遇改善加算に関する提出物について(相模原市)

(4) 特別な事情に係る届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別な事情に係る届出書(別紙様式5)」により届出を提出する必要があります。

届出が必要な事項
① 新加算を算定している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字であり、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
② 職員の賃金水準の引下げ内容
③ 当該法人の経営及び職員の賃金水準の見込み
④ 職員の賃金水準を引下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等